

# 上里町住宅改修資金補助金交付制度のご案内

上里町では、地域経済の活性化及び居住環境の向上を図ることを目的として、住宅リフォームの補助制度を実施します。

なお、制度の利用は1世帯につき1回限りとなります。

補助金申請額が予算上限に達した時点で申請受付終了となりますので、予めご了承ください。

## 1. 申込資格（①～④すべての条件に該当する方）

- ①町内に居住し、住民登録又は外国人登録があること。
- ②改修工事を行う住宅の所有者及び居住者であること。
- ③町税及び上下水道料金を滞納していないこと。
- ④町より同様の補助金又は助成金の交付を受けていないこと。ただし、障害者福祉事業・介護保険事業・下水道事業による補助金又は助成金については除く。

## 2. 対象となる工事

- ・申請者が現に生活をしている住宅のリフォームで町内業者（町内に主たる事業所又は本店を有する民間業者）が行う工事。
- ・改修工事金額が20万円以上であること（消費税を除く）。
- ・補助金申請後、交付決定を受けてから着工され、年度内に工事が完了すること。

※補助金交付決定前に着工している場合や既に工事が完了している場合は、対象となりません。

### 【改修工事の例】

- ◇屋根、外壁などの塗装工事
- ◇居室、浴室、台所、トイレなどの改修
- ◇畳替え、クロスの張り替え、建具、断熱サッシなどの内装工事

※シロアリなどの防虫処理、外構、車庫、物置、冷暖房機、ボイラー、合併浄化槽等の設置工事、集落排水の引き込み等の工事も対象になりません。

## 3. 補助金額

- ・対象工事金額の10%以内（上限5万円）
- ・上里町商工会発行の上里町共通商品券により交付します。

## 4. 申込方法

- ・工事を実施する10日前までに、申請に必要な書類を産業振興課に提出してください。

## 5. 必要書類

- ①上里町住宅改修資金補助金交付申請書（様式第1号）  
申請書の添付書類…②改修工事の見積書の写し
- ③改修工事予定の現場写真
- ④改修箇所を示す図面（平面図等）
- ⑤確認同意書（住民・外人登録、町税等の確認に関する同意書）
- ⑥委任状（業者に手続きを委任される方のみ提出）

①～⑤を産業振興課（庁舎2階）までご提出ください。※⑥については該当者のみ。

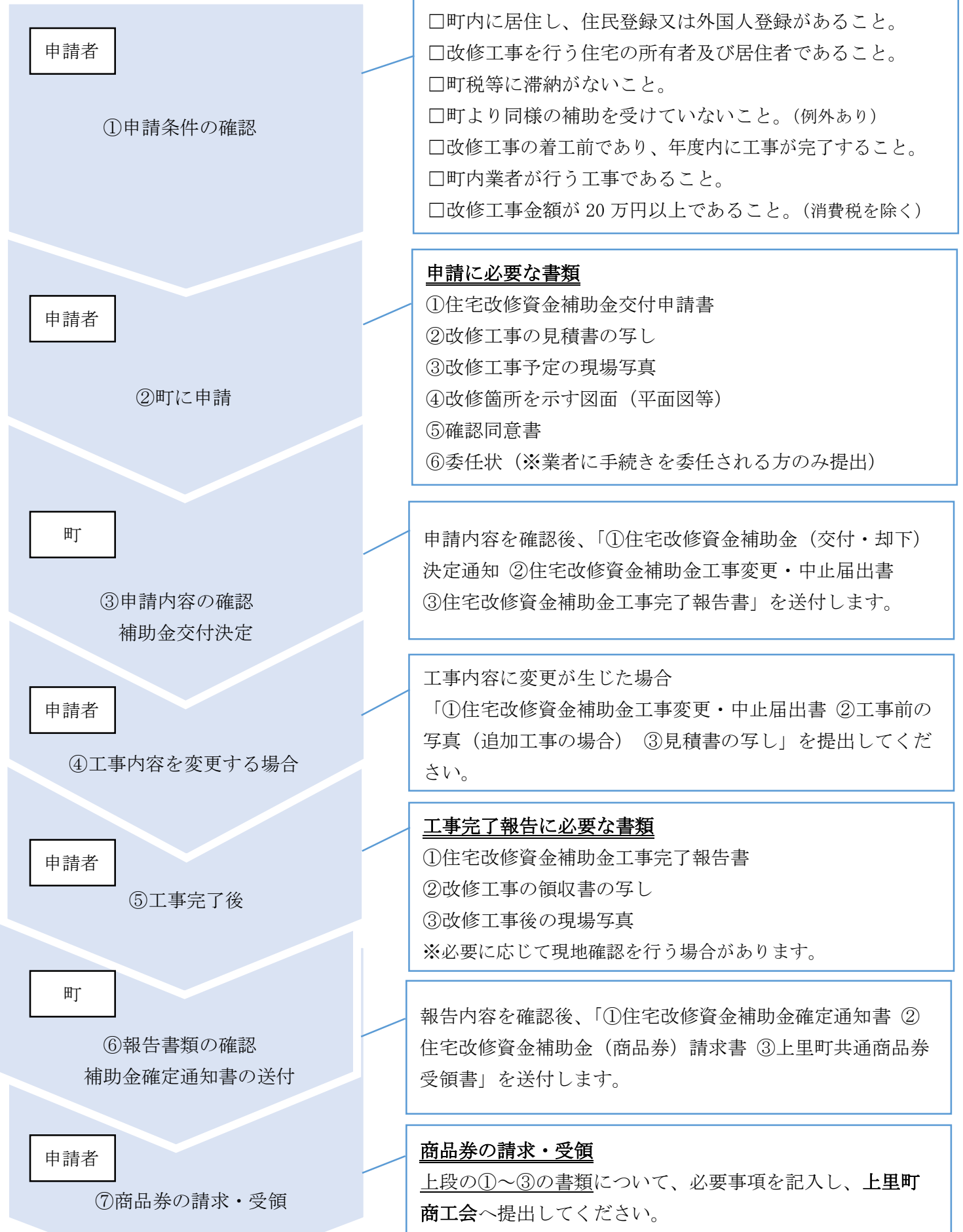
書類は産業振興課又は町ホームページにて配布します。

不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

<問い合わせ先> 上里町産業振興課 産業観光係 **☎0495-35-1232**



# 申請から補助金（商品券）の受け取りまで



## 上里町住宅改修資金補助金交付制度 補助対象工事

該当工事	具体的な工事内容等
木工事	間取り替え、床・天井・壁張り替え、収納新設、棚取り付け、物干し屋根、段差解消、手摺り取り付け
屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、雨樋取り替え、雪止め取付け、屋根瓦の補修
サッシュ工事	玄関建具取り替え、断熱サッシ工事、複層ガラス、網戸取り付け・張り替え、鍵の取り替え、シャッター取り付け及び補修
建具家具工事	各種建具立て付け調整・取り替え（例：ドアノブ、鍵、戸車、レール取り替え）
内装工事	クロス貼り替え、クッションフロアー貼り替え、新床張り替え
外装工事	外壁・屋根の改修
タイル石工事	浴室・玄関まわりのタイル貼り
電気設備工事	スイッチ・コンセント・電灯の増設、回路・アンペアの増設、照明器具の取り替え、インターフォンの取り付け、防犯灯設置
給排水衛生設備工事	浴室、台所、トイレ改修

※畳⇔フローリング、畳替え、耐震補強は対象とします。

※シロアリなどの防虫処理、外構、車庫、物置、冷暖房機、ボイラー、合併浄化槽等の設置工事、集落排水の引き込み等の工事も対象になりません。